

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年6月1日

香取市長 伊藤 友則



1 業務の概要

(1) 業務名

第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託

(2) 業務内容

詳細は「2026(令和8)年度 第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者との協議に応じて変更する場合がある。

(3) 業務規模

業務に係る委託料は、4,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

(4) 委託期間

業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

2 プロポーザルの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (3) 本業務の公告日において、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていないこと。
- (4) 国税(法人税及び消費税・地方消費税)及び市税を滞納していないこと。
- (5) 2021(令和3)年度以降(過去5年間)、市町村男女共同参画計画、市民

協働に関する計画又はこれに準ずる計画等の策定業務を受注し完遂した実績を有すること。

- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない企業又は法人であること。
- (7) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 募集要領等の交付方法

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

4 提案書の提出

提案書の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 2026（令和8）年6月30日（火） 午後5時必着
- (2) 提出場所 香取市生活経済部市民協働課
- (3) 提出部数 6部（正本1部のみ押印。残りの5部は、押印不要）
- (4) 提出方法 持参（香取市役所開庁日の午前9時から午後5時）
郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(5) 提出書類

- ①会社概要（様式自由、ただしA4版）
- ②会社の業務実績調書（様式2）
- ③業務実施体制（様式3）
- ④配置予定担当者の業務実績（様式4）
- ⑤企画提案書（様式5）
- ⑥工程表（様式自由、ただしA4判1枚）
- ⑦見積書（金額は税込み。様式自由、ただしA4判）
- ⑧その他

香取市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、下記の書類を添付してください。

- ア 定款
- イ 登記事項証明書（全部事項）
- ウ 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び市税の納税証明書又は滞納のない証明書
- エ 直近年度の決算書の写し

5 選定審査

(1) 選定審査会

第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務支援業者選定審査会を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 選考方法

① 1次審査（資格審査）※応募多数の場合は書類審査を実施

② プレゼンテーション審査

期日 令和8年7月14日（火）

場所 香取市役所内

6 その他

詳細については、「第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託公募型プロポーザル募集要領」による。

7 問い合わせ及び各書類の提出先

事務局：香取市生活経済部市民協働課

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-54-1138（直通）

電子メール jinken@city.katori.lg.jp